



エボニック サプライヤー行動規範

責任を共有し、共に成功を目指しましょう

発行日： 2023年3月

エポニックのリーダーシップとマネジメントプロセスは、責任ある行動が会社の長期的成功に欠かせないという信念に根差しています。当社の「パフォーマンスプロミス（履行責任）」と「パーパス（存在意義）」には、「化学のその先へ、今日、そして明日の暮らしを豊かに」というスローガンのもと、当社の能力、価値観、製品だけでなく、社会への貢献を通じて、この責任をどのように果たしていくのかを記載しています。

当社の従業員、お客様、サプライヤーの皆様、その他のビジネスパートナーや一般社会に対する相互信頼や責任ある公正な行動は、この取り組みの中核要素となります。

当社の事業や取引関係における責任ある行動へのコミットメントは、以下のガイドラインを基盤とします。

- 行動規範
- 人権に関する原則の宣言
- ESHQE方針（環境、安全、健康、品質、エネルギー効率に関する方針）

当社のコミットメントは、当社が参加している、次のような自発的なイニシアティブにも示されています。

- 国連グローバル・コンパクト
- 持続可能な発展のための世界経済人会議
- TfS (Together for Sustainability)
- レスポンシブル・ケア世界憲章

当社はその活動において、[国際人権章典¹](#)、[労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関\(ILO\)宣言²](#)（ILOコア労働基準）、[国連グローバル・コンパクトの10原則³](#)、[OECD多国籍企業行動指針⁴](#)に取り組んでいます。人権デューデリジェンスを実施する際には、[国連のビジネスと人権に関する指導原則⁵](#)に基づいて行動し、調査対象者（潜在的な対象者を含む）の権利に明確な重点を置いています。

エポニックは、この行動規範を共有し、ビジネスパートナー（特にサプライヤー）が各自の従業員、取引先、社会、環境に対する責任を果たすことを期待しています。本行動規範は、当社がサプライヤーの皆様を期待することを定めたものであり、サービス提供者やコンサルタントを含め、あらゆる種類のサプライヤー（以下、総称して「サプライヤー」といいます。）を対象としています。サプライヤーの皆様は、上流のサプライヤーに対しても同様に本行動規範の共有を積極的に求めるようにしてください。

¹ <https://www.ohchr.org/en/human-rights/universal-declaration/translations/japanese-nihongo>

² <https://www.ilo.org/declaration/lang--en/index.htm>

³ <https://unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>

⁴ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf

⁵ https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf

法令遵守

当社は、サプライヤーが適用法令、各自の社内ガイドラインおよび方針を遵守することを期待します。本書に定める基準が国内法と異なる場合は、国内法に抵触しないように本規範を実施してください。

不正行為との戦い

エポニックは、顧客、株主その他の利害関係者のために公正な競争の確保に努めています。また、サプライヤーにも同様な姿勢を求めています。

贈収賄は（その試みも含めて）禁止されています。

サプライヤーは、当社の従業員に対して不適切な贈答を行ってはいけません。その他の利益供与（特に誘い）を行うことを控えてください。サプライヤーや第三者との取引関係における当社の従業員の意思決定に影響を与えるという意味で、このような行為は不当であり、適切ではありません。

マネーロンダリング、不正決済、サイバー犯罪防止

当社は、サプライヤーがマネーロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する適用法令を遵守することを期待します。

また、実効性のある不正決済防止対策を整備することを期待します。例えば、請求に際しては、正しい契約当事者と正確な銀行口座情報が記載されるようにしなければなりません。変更を行う場合は、当社とあらかじめ合意する必要があります。適切なサイバー犯罪防止対策も併せて実施してください。

外国貿易・輸出管理

エポニックは、核兵器、生物兵器・化学兵器の製造禁止、適切な輸送技術の開発推進に関するグローバルな取り組みを支援し、適用される外国貿易・関税法令を遵守します。

当社は、サプライヤーが輸出入品の通関手続が正確かつ透明性のある形で行い、適用される外国貿易・関税法令を遵守することを期待します。

反トラスト法

当社は、サプライヤーが適用される反トラスト法および競争法に従って行動することを期待します。

秘密保持とデータ保護

当社は、サプライヤーが秘密情報およびデータを慎重かつ適切に使用・保護し、注文を処理する目的にのみ使用することを期待します。個人データを取り扱う際は、本人の人格権とプライバシーを保護するようにしてください。データや情報の提供は必要な範囲に限って行い、疑問がある場合は相談してください。サプライヤーは、関連する有効なデータ保護規則を遵守する義務を負い、かつ、情報にアクセスする従業員全員に対し、関連するデータ保護規則に従った指導を行い、データの秘密保持義務を負わせるものとします。求めに応じて、秘密保持誓約書をエポニックまたは同社のデータ保護責任者に提出する必要があります。

強制労働、人身売買、児童労働の禁止

当社は、サプライヤーがいかなる形態の労働搾取、強制労働、借金による強制労働（ILO基準による）、非自発的または搾取的な囚人労働、人身売買その他の現代奴隷に断固反対し、積極的な撲滅活動を行うことを期待します。

従業員の身分証明書を取り上げて返さない行為、精神的または身体的暴力を振るう行為は厳格に禁止されています。書面（電子形式を含む）による雇用契約を締結しなければなりません。雇用関係は任意でなければならず、相当な期間を置いて予告した上で、労働者および雇用企業の都合により契約解除することができます。

サプライヤーは、ILO条約第138条および第182条に定める児童労働を禁止しなければなりません。

未成年者の保護に努め、未成年者の健康や成長に悪影響が及ばないようにしてください。

公正な扱い、差別禁止、機会均等

当社は、サプライヤーがすべての従業員を尊厳と尊敬をもって扱うことを期待します。従業員が身体的、性的、精神的または口頭によるハラスメントや虐待のない職場環境で働くことができるようにしてください。

種族的出身、肌の色、宗教や信念、政治活動、社会活動、組合活動、年齢、性別、性自認や性的指向、身体的状態や外見等に基づくいかなる形態の差別や不当・不公平な扱いを許してはなりません。

機会均等と平等な扱いがサプライヤーの企業ポリシーの重要な要素となるようにしてください。

結社の自由および団体交渉

当社は、サプライヤーが労働組合や従業員代表組織を結成し、あるいはそれに参加（参加を検討することを含む）し、団体交渉を行う従業員の基本的権利を認めることを期待します。労働組合の設立、所属または加入を理由に、不平等な扱いや差別を受けることがあってはなりません。従業員代表者が差別されないようにし、職場へのアクセスを保証しなければなりません。

団結権や団体交渉権が法律で制限されている場合は、全従業員と協力の上、合理的な代替手段を提供してください。

正当な給与および通常の労働時間を享受する権利

当社は、サプライヤーが従業員全員の生活賃金分の給与を支払い、サービスを提供することを期待します。給与は国内の最低賃金額と現地の業界標準額とのいずれか高い額を下回ってはけません。同一労働同一賃金の原則を遵守してください。また、国内または現地基準に沿った福利厚生を提供するようにしてください。

サプライヤーの従業員が通常の労働時間に勤務し、健康に危険が生じないようにしてください。労働時間は国内法で定められた労働時間の上限を超えてはならず、職場で適用される勤務時間、休憩、有給休暇に関するILO条約を尊重する必要があります。

研修、資格認定

適切な研修や教育機会を通じて、あらゆる階層で従業員の専門スキルの開発や向上を促進しなければなりません。

地域コミュニティと先住民族の権利

当社は、サプライヤーが事業活動の影響を受ける可能性のある地域コミュニティと先住民族の権利を尊重することを期待します。これは、特に土地の取得や土地利用に適用されます。

警備員の配置における人権の保護

自社の警備員を配置する場合や民間警備会社に業務を委託する場合は、適切な規定や措置を設けることにより、事業活動において国際的に認められている人権が尊重されるようにしなければなりません。これには、特に、拷問や残虐行為の禁止、非人道的扱いや差別的扱い、生命・身体への危害、集会や結社の自由の抑圧を含みます。

原材料、中間製品、サービスの中には、人権リスクや環境リスクをもたらすものがあります。例えば、紛争鉱物や高リスク鉱物¹等の金属・鉱物原材料、再生可能原材料²が挙げられます。サービスの中には、特に多くの非熟練・低賃金労働者または多数の下請人が従事するサービス等、とりわけリスクが高いものもあります。

当社は、有害な物質、材料、サービスを購入するサプライヤーがサプライチェーン内の人権・環境リスクを洗い出し、低減し、対処するための効果的な管理システムを構築し、継続的な改善を行うことを期待します。エボニックに供給する製品に紛争鉱物が含まれないようにしてください。照会があった場合には真摯な対応をお願いします。

¹ 高リスク鉱物には、コンゴ民主共和国とその周辺国で採掘されたスズ、タンタル、タングステン、それらの鉱石および金（3TG）、ならびにコバルト、カドミウム、雲母、マンガン、リチウム、レアアース、金属、ダイヤモンド、プラチナ、これらの物質の化合物を含みます（ただし、これらに限定されません）。紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国とその周辺国で採掘されたスズ、タンタル、タングステン、それらの鉱石および金（3TG）を指します。

² 再生可能原材料には、トウモロコシを原料とする製品および砂糖、葉種を原料とする製品、ココナッツオイル、キャスターオイル、パーム油、パーム核油を含みます（ただし、これらに限定されません）。

エボニックは、安全や健康への悪影響からの保護と責任ある環境対応を、当社の事業活動の重要な要素と考えています。世界各国・地域において、エボニックはレスポンシブル・ケアの原則に拘束されます。

労働安全衛生

当社は、サプライヤーが従業員に安全、健康、衛生的な職場環境と積極的な健康保護を提供することを期待します。効果的な管理システムの一環として、業務上の事故や健康被害を未然に防ぐために必要な措置を講じる必要があります。

当社の施設に常駐勤務するサービス提供者や請負人に対しては、当社の安全プログラムへの積極的な参加を期待します。

製品安全性

各国の法令を遵守する必要があります。求めに応じて、関連情報（例：製品情報、安全データシート、届出書または登録確認書、用途、被曝シナリオ）をエボニックに提供する必要があります。エボニックが提供する情報は関連書類に記載されるようにしてください。サプライヤーは、納品／サービス提供の前に、必要な製品情報、特に成分や使用期限に関する情報（安全データシート、工程指図書、使用上の注意、組立指示書、労働安全衛生対策等が例として挙げられ、それらの内容に変更があったときはその変更内容を含みます）をエボニックに適時に提供する義務を負います。

品質

当社は、サプライヤーがISO 9001に準拠した品質保証システムを整備することを期待します。必要な許認可や登録を取得し、維持する必要があります。使用上の義務や報告義務を履行しなければなりません。

気候変動、環境保護、リソース効率

当社は、サプライヤーが安全かつ環境に優しい方法で製品の開発および包装、輸送、処分を含む製造を行うことを期待します。

当社は、サプライヤーが水、エネルギー、原材料等のリソースを意識的に選定し、無駄なく利用し、天然資源や生活への影響を最小限にすることを期待します。さらに、適用される国際規格や法令に沿った気候保護の遵守や継続的改善に努めてください。

必要に応じて、サプライヤーは、適用される環境法令のほか、水銀に関する水俣条約、有害廃棄物に関するバーゼル条約、残留性有機汚染物質(POP)に関するストックホルム条約を遵守するものとしします。

動物保護

該当する場合、動物実験をできる限り削減してください。科学的に妥当と認められ、関係当局により承認された代替手段をできるだけ用いるようにしてください。

サプライヤーは、業界標準を採用することにより、または自社の行動規範や企業ポリシーを通じて、本行動規範に定める基準を実施し、遵守していることを証明できます。当該基準に相当する基準が確立されていない場合、当社は、サプライヤーが本行動規範の履行に努め、本行動規範に定める基準を従業員に周知し、遵守の徹底を図ることを期待します。

本規範を実施するために、当社は、サプライヤーが以下を行うことを期待します。

- 社内やサプライチェーン内の社会リスク、環境リスク、ガバナンスリスクを洗い出し、低減、対処し、効果的な防止対策を通じて当該リスクを抑えるために、**企業特性やリスク特性に応じた適切な体制を構築すること**。実施状況を適切にモニタリングし、文書に記録する必要があります。
- 本規範が遵守されていない場合は**、違反を防止し、最小限に抑え、必要に応じて救済を提供するために、直ちに適切な是正措置を講じること。
- 重大な違反が生じた場合、直ちにその旨をエボニックに通知すること**。これには、例えば、対象者（潜在的な対象者を含む）の生活の質に重大かつ回復不能な影響を与えるインシデントを含みます。
- 被害を被った、あるいは被るおそれのある従業員等が何ら悪影響を受けることなく本規範の違反を報告できる**実効性のある苦情申立制度を設けること**。独自の手順を構築することに加えて、サプライヤーは、従業員に対して（第三者にも利用可能な）エボニックの外部通報制度を案内することができます。
- 当社規範の遵守に関する研修や教育の実施に際して、求めに応じてエボニックに協力すること**。
- 上流サプライヤーに対して適切な規範の遵守を働きかけること**。

サプライヤーの選定・評価にあたり、エボニックは、本規範を遵守し、製品やサービスにおけるサプライヤーの実施状況を調査します。サプライヤーがこの条件を満たさない場合、エボニックは取引関係の構築ならびに維持の前提条件として、サプライヤーが改善することを期待します。見つかった欠点は除去されるか、体系的な管理プロセスにおいて継続的に改善されなければなりません。また、この点に関して、適切に文書に記録する必要があります。

エボニックは、知識の共有やTfSイニシアティブの実施等により、**継続的改善において本規範を実施するサプライヤーを支援する用意があります**。

ただし、当社は、自主的開示、当社による監査、第三者による外部評価、証明書／報告書、TfSイニシアティブに定める調査や立入検査等を通じて、本規範の実施や遵守状況を確認する権利を留保します。

重大な違反が発生した場合、当社は、取引関係を一時的に（違反継続期間中）停止するか、直ちに解消するかを決定する権利を留保します。洗い出したリスクが顕在化し、違反が実際に発生する等、サプライヤーに改善が見られない場合にも、これは適用されます。

本行動規範についてご質問がございましたら、**[エボニックの購買ページ¹](#)**にアクセスして連絡先を確認してください。本規範の違反または違反のおそれに関する連絡先は、**[エボニックの外部通報制度²](#)**です。

サプライヤーの皆様との良好な協力関係が続くことを期待しています。

¹ <https://corporate.evonik.com/en/company/procurement/sustainability-in-procurement>

² <https://www.bkms-system.net/bkwebanon/report/clientInfo?cin=5EvK11&c=-1&language=jpn>

CONTACT

エボニック サプライヤー行動規範

Evonik Industries AG
Rellinghauser Straße 1-11
45128 Essen, Germany
www.evonik.com

